

## 短期暴露評価により変更される農薬の使用方法について

国は農薬の登録にあたって、これまで一日摂取許容量（ADI）に基づく長期暴露評価を実施してきましたが、今後は、急性参照用量（ARfD）を指標とした短期暴露評価も実施することとなりました。

既登録農薬の中には、登録済みの使用方法ではARfDを超過する可能性がありますので、今後、使用方法の変更、適用作物の削除、それに伴った残留基準値見直しが行われる場合があります。

今後は順次ARfDが設定されますが、ARfDが設定されてから使用方法を変更した場合、残留基準値改定後も変更前の使用方法が表示された農薬が流通し、変更前の使用方法で使用了ことによる残留基準値超過事案が発生する可能性があります。

残留基準値超過事案などの問題を避けるため、ここで提供する「短期暴露評価により変更される農薬登録情報」を確認し、当該農薬を使用する場合は、農薬登録の変更前であっても変更後の使用方法に基づき農薬を使用するようお願いいたします。